

## 介護保険施設等指導監査要綱

### 第 1 目 的

この要綱は、保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（以下「高齢者保健福祉課」という。）、総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）が、次に掲げる事業者等（以下「介護保険施設等」という。）に対して行う指導と監査に関する基本的事項を定めることにより、居宅サービス等の利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし、その介護保険施設等が行う介護給付等対象サービスに関するサービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

#### 記

- 1 指定居宅サービス事業者
- 2 指定介護老人福祉施設
- 3 介護老人保健施設
- 4 指定介護療養型医療施設
- 5 指定介護予防サービス事業者
- 6 介護医療院

### 第 1-2 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）
- (2) 平成 1 8 年旧法 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の介護保険法
- (3) 指導 法第 2 4 条及び平成 1 8 年旧法第 2 4 条の規定に基づく指導
- (4) 監査 法第 7 6 条、第 9 0 条、第 1 0 0 条、第 1 1 4 条の 2、第 1 1 5 条の 7 及び平成 1 8 年旧法第 1 1 2 条の規定に基づく監査
- (5) 介護保険施設等 第 1 の記書きに掲げる事業者等
- (6) 特定事業者

ア 介護保険施設等のうち、保険医療機関の病院及び診療所が行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護の指定居宅サービス事業者、保険医療機関の病院及び診療所が行う介護予防居宅療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション及び介護予防短期入所療養介護の指定介護予防サービス事業者、保険薬局が行う居宅療養管理指導の指定居宅サービス事業者並びに保険薬局が行う介護予防居宅療養管理指導の指定介護予防サービス事業者

イ みなし指定の「指定を不要とする旨の申出書」（以下「別段の申出」という。）の取り下げをしたことにより、みなし指定が再適用された事業者、令和 2 年 3 月 3 1 日以前に、別段の申出をした後に、新規指定を受けた事業者

### 第 2 指 導

#### 1 指導の方針

介護保険施設等に対し、各種指導形態によって、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険施設等の支援を基本とし、介護給付等対象サービスの取扱

いや、介護報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

なお、重点的かつ効果的な指導を行うため、重点指導項目を定めた「介護保険施設等指導方針」を策定し、制度改正や報酬改定の内容、指導結果等を踏まえ、3年ごとに見直しを行うことを原則とし、重大事案が発生した際には、適宜見直しを行う。

## 2 指導形態

指導形態は、次のとおりとする。

### (1) 集団指導

介護保険施設等に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案をはじめとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。なお、地域の実情に応じて、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画配信等による実施も可能とする。

### (2) 運営指導

運営指導は次のア～ウの内容について、原則、介護保険施設等の事業所において実地で実施する。また、北海道が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働省若しくは市町村と合同で行うものを「合同指導」とする。

なお、ア～ウの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

#### ア 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む）に関する指導

#### イ 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（ウに関するものを除く）

#### ウ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

## 3 指導担当区分等

### (1) 指導実施区域及びサービス事業

別表のとおりとする。

### (2) 高齢者保健福祉課の役割

ア 高齢者保健福祉課は、特に必要があると認められる場合については、総合振興局等と合同で指導を実施する。

イ その他、所要の取りまとめ、調整等を行う。

### (3) 厚生労働省との連携

高齢者保健福祉課は、厚生労働省老健局と合同で実地指導を行うなど連携を図る。

## 4 指導対象の選定

効率的な指導を行う観点から、その選定については、一定の方針に基づき行う。

### (1) 集団指導の対象

原則すべての介護保険施設等を対象とする。

### (2) 運営指導の対象

一般指導は、次の基準を標準とし、毎年度計画を策定し、実施する。また、合同指導は、一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

ア 新たに介護給付等対象サービスを開始し、又は入所定員を増加した介護保険施設等

イ 指導重点事項に該当する介護保険施設等

ウ その他運営指導が必要と認める介護保険施設等

### (3) 特定事業者の指導

特定事業者の指導については、(1)及び(2)の規定によらず、必要に応じて実施する。

### (4) 市町村との連携

市町村との連携を図り、必要な情報交換を行うことで、適切な集団指導及び運営指導の実施に務めるものとする。

また、法第23条に基づき、市町村が介護保険施設等に対し文書等の提出等を行わせた結果、特に問題が認められなかった介護保険施設等に対しては、当該年度における運営指導を省略することができる。

## 5 指導方法等

### (1) 集団指導

#### ア 実施通知

集団指導の実施を決定したときは、当該介護保険施設等に対して日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知する。

#### イ 指導方法

実施に当たっては、介護保険施設等に対して指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等、工夫する。

また、実施に当たって、管内市町村との整合を図るため、事前に情報提供を行う等の連携を図ること。

なお、集団指導に欠席した介護保険施設等に対しては、当日使用した書類を配付するなど必要な情報提供に努めるとともに、オンライン等の活用による動画配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

### (2) 運営指導

#### ア 実施通知

指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、当該介護保険施設等に対して、あらかじめ次に掲げる事項を文書により通知する。

ただし、指導対象となる介護保険施設等において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該介護保険施設等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知する。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 運営指導担当者

(エ) 介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

(オ) 準備すべき書類等

(カ) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

#### イ 出席者

運営指導に当たっては、指導対象となる介護保険施設等の管理者の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付費等対象サービスの担当者、介護報酬請求担当者等の関係職員の出席を求める。

#### ウ 指導方法

運営指導は、関係書類を確認し、管理者及び関係職員からの面談方式により実施する。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認について

は、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。  
活用に当たっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

#### エ 指導体制

2名以上の班を編成し、原則として、班長は係長(主査)職以上の職員が担当する。

#### オ 指導結果の通知

運営指導の結果については、後日、文書によって通知する。

#### カ 改善状況報告書の提出

文書で指導した事項については、改善状況報告書の提出を求める。

#### キ 監査への変更

運営指導を実施中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- ① 介護給付等対象サービスの事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ② 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ③ 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- ④ 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

### 6 自主点検に伴う返還

運営指導において介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し過誤が認められたときは、当該事業者に対し、指摘事項に係る自主点検を指示する。

## 第3 監査

### 1 監査の方針

法第77条、第92条、第115条の9及び平成18年旧法第114条の規定に基づく指定の取消し又は効力の停止、法第76条の2、第91条の2、第103条、第114条の5及び第115条の8、平成18年旧法第113条の2の規定に基づく勧告・命令等並びに第101条及び第114条の3の規定に基づく設備の使用制限等、法第102条及び第114条の4の規定に基づく変更命令及び法第104条及び第114条の6に規定する行政上の措置(以下これらを「行政処分等」という。)に該当する内容であると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合並びに介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合(以下「指定基準違反等」という。)、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者(以下「利用者等」という。)について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)(以下「高齢者虐待防止法」という。)に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合(以下「人格尊重義務違反」という。)において、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に

立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

## 2 監査の選定基準

監査は、次により実施する。

(1) 次の情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報

ウ 北海道国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センターへ寄せられる苦情

エ 連合会及び保険者等からの通報情報

オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等

カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否に関する情報等

キ 運営指導における情報

(2) その他、必要があると認められる場合に監査を実施する。

## 3 監査担当区分

第2の3「指導担当区分等」を準用する。

## 4 監査実施通知

監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。

なお、法第24条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(1) 監査の根拠規定

(2) 監査の日時及び場所

(3) 監査担当者

(4) 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

(5) 必要な書類等

(6) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

## 5 情報提供等

監査の実施に当たっては、必要に応じて、関係する保険者に情報提供を行うとともに、同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

## 6 出席者

監査にあたっては、監査対象となる介護保険施設等の開設者（又はこれに代わる者）及び管理者（管理者であった者を含む）の出席を求めるほか、必要に応じて介護給付費等対象サービスの担当者、介護給付費請求担当者等の関係職員（従業者であった者を含む）の出席を求める。

## 7 監査体制

2名以上の班を編成し、原則として、班長は管理職以上の職員が担当する。

## 8 監査後の措置

(1) 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告・命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業

務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

ア 勧告

介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下イ及びウについて同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

なお、勧告した総合振興局等は介護保険施設等から、期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

イ 命令

介護保険施設等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができるほか、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、命令した総合振興局等は介護保険施設等から、期限内に文書により行った措置について報告を求める。

ウ 指定の取消し等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第92条第1項各号、第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号及び第115条の9第1項各号並びに平成18年旧法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定・許可を取り消し、又は期間を定めてその指定・許可の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

なお、指定の取消等をした場合には、その旨を公示する。

エ 設備の使用制限等

法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

オ 変更命令

法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

カ 業務運営の勧告、命令等

法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

また、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

キ 許可の取消し等

法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合には、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

(2) 監査結果の通知等

ア 監査の結果については、文書により通知する。

なお、前記(1)のア～キに該当する場合はそれらの通知に代えることができる。

また、前記(1)のア～キに該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

イ 監査結果の通知等により、改善を要すると認められた事項については、改善報告が提出されてから概ね3ヶ月以内に運営指導を実施し、改善状況を確認する。

(3) 聴聞等

監査の結果、当該介護保険施設等が命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(4) 行政上の措置の通知

ア 勧告を行ったとき

行政指導の中止等の求めに関する事項について文書により通知する。

イ 取消処分等を行ったとき

当該介護保険施設等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立に関する事項等について文書により通知する。

ウ ア、イに至らないと認められるとき

実地指導に準じた指導を行う。

(5) 行政上の措置の公示等

監査の結果、取消処分等を行ったときは、法第78条、第93条、第104条の2、第114条の7、第115条の10、第76条の2、第91条の2、第103条、第114条の5及び第115条の8、平成18年旧法第113条の2及び第115条の規定に基づき、速やかにその旨を公示するとともに、その介護保険施設等の事業活動区域に所在する市町村（保険者）及び北海道国民健康保険団体連合会に対し連絡する。

(6) 経済上の措置

ア 不正利得となる返還金の徴収の要請

監査の結果、取消処分等を（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに関係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

イ 返還金の徴収方法

上記アの不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

## 9 道に指定権限等がある介護保険施設等に対する市町村による監査

### (1) 情報提供等

総合振興局等は、市町村長から事前に指定又は許可の権限がある介護保険施設等に対する監査を実施する旨の情報提供があった場合は、連携を図ることとし、必要に応じて助言を行うほか、合同で監査を実施する。

### (2) 市町村長からの通知

総合振興局等は、市町村長から監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認める旨の通知があったときは、すみやかに、当該介護保険施設等に対して監査を実施し、8に定める措置をとる。

## 第4 介護保険施設等からの現況報告

当該年度の4月1日時点において、指定又は許可を受けている介護保険施設等から、別に定める「介護保険施設等現況報告書」を第2の3「指導担当区分等」に定める総合振興局等の所管課へ毎年4月15日までに提出させる。

なお、特定事業者については、必要に応じて提出させる。

## 第5 関係課との連携

### 1 他法の規定に基づく検査等との連携

総合振興局等においては、医療法に基づく立入検査等、他法に規定する検査等を所管する関係部署と連携を図り、合同で運営指導等を実施するなど効率的に行う。

### 2 市町村との連携

総合振興局等においては、必要に応じて、市町村と連携を図り、合同で運営指導等を実施するなど効率的に行う。

## 第6 その他

指導及び監査に関し、その他必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成12年 9月 1日から施行する。

平成13年 7月25日一部改正

平成14年 7月 1日一部改正

平成14年10月16日一部改正

平成15年 8月12日一部改正

平成16年 7月21日一部改正

平成17年 7月 7日一部改正

平成17年11月 1日一部改正

平成18年 6月 1日一部改正

平成19年 4月 1日一部改正

平成20年 4月 1日一部改正

平成20年 7月14日一部改正

平成21年 4月 1日一部改正

平成21年 5月13日一部改正

平成22年 4月13日一部改正



|         |       |     |      |
|---------|-------|-----|------|
| 平成 23 年 | 6 月   | 1 日 | 一部改正 |
| 平成 24 年 | 4 月   | 1 日 | 一部改正 |
| 平成 25 年 | 4 月   | 1 日 | 一部改正 |
| 平成 27 年 | 4 月   | 1 日 | 一部改正 |
| 平成 27 年 | 7 月   | 1 日 | 一部改正 |
| 平成 28 年 | 5 月 1 | 1 日 | 一部改正 |
| 平成 30 年 | 4 月   | 1 日 | 一部改正 |
| 令和 2 年  | 4 月   | 1 日 | 一部改正 |
| 令和 2 年  | 6 月   | 1 日 | 一部改正 |
| 令和 3 年  | 4 月   | 1 日 | 一部改正 |
| 令和 5 年  | 4 月   | 1 日 | 一部改正 |